

新婚夫婦の引っ越し費用と 住居費を支援します！

一世帯あたり上限
29歳以下 **60万円**
39歳以下 **30万円**

※予算がなくなり次第終了となります

雲仙市 結婚新生活支援補助金



対象者

- ①令和8年1月1日以降に婚姻届けを提出した夫婦
- ②婚姻届けを受理された日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ③交付決定日から3年以上継続して市内に居住する意思がある夫婦
- ④夫婦の所得の合計額が500万円未満である（貸与型奨学金の返済がある場合は所得証明書と同じ期間の年間返済額を引いたところ）
- ⑤申請時に夫婦両方の住民票の住所が申請の住所であること
- ⑥過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと
- ⑦住居費について、定住促進奨励補助金及び若者Uターン家賃補助金との重複受給期間がないこと
- ⑧雲仙市税等（国保税を含む）の滞納がないこと
- ⑨県または市が行う研修等を受講し、WEBアンケートに回答すること
- ⑩居住地の自治会に加入していること
- ⑪暴力団員等ではないこと

支援内容

- ①結婚生活のために新築またはリフォームした**住居費用**
 - ②結婚生活のために新たに賃借する**住居の賃料、共益費**（敷金、礼金、仲介手数料を含む）
※管理費、駐車場使用料、勤務先から支給された住宅手当及びほかの事業に供する部分の費用については補助対象外
 - ③引っ越し業者はたは運送業者による**引っ越し費用**
- ※上記のいずれも令和8年4月1日以降に支払った費用が対象となります

詳しくはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：雲仙市 地域づくり推進課

TEL:0957-47-7805（直通） 住所：長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

詳細はこちら





交付までの流れ



申請の流れ



提出書類



01

県又は市主催のセミナーを受講

または動画をご夫婦それぞれに
視聴ください。



02

WEBアンケートに回答

ご夫婦それぞれに行ってください。



03

受講確認コードの受信

※申請前に受講されていない場合は、申請
後1か月以内に受講し、確認コードを市に
報告してください。



04

交付申請

提出書類をそろえて申請ください。

※令和9年2月末日まで（期限厳守）



05

交付決定

審査後交付が決定した場合、交付決定通知
書と交付請求書を郵送します。



06

補助金交付請求

補助金交付申請書を受け取り後、**速やかに**
ご提出ください。

※振込口座の通帳の写しを添付



07

補助金交付

補助金の支払いは提出から1か月程度
かかります。

共通の提出書類

①結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）

②所得証明書（夫婦1通ずつ）

③戸籍謄本

④誓約書（様式第4号）

⑤自治会加入証明書（様式第5号）

⑥調査承諾書（様式第6号）

※転入された方は前住地の市税（国保税）等の
滞納がない証明書（完納証明書等）が必要

〔 1月2日～3月転入→翌々年度の6月までに申請する場合添付
4月～1月1日転入→翌年度の6月までに申請する場合添付

⑦同意書（様式第5号の2）

※夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額（所得証明書と同じ期間）
を引いた額が500万円未満になる場合は、返済したことが分かる書類を
添付してください。

住宅購入の場合

①売買契約書または工事請負契約書の写し

②領収書または支払額が確認できる書類の写し

③登記事項証明書の写し

リフォームの場合

①工事請負契約書の写しまたは請書

②領収書または支払額が確認できる書類の写し

③工事の明細が分かる書類（①又は②で確認できる場合は省略可）

④工事前後の写真

賃貸の場合

①物件の賃貸契約書の写し

②支払額が確認できる書類の写し

③家賃内訳証明書（様式第2号）

④住宅手当支給証明書（様式第3号）

引っ越し業者を使った場合

①領収書の写し

交付請求提出書類

①交付請求書（様式第9号）

②振込口座の通帳の写し